

観光立国復活へ向けた 旅行関連法制の一体改革の要望

2021年4月12日

自由民主党 観光立国調査会
観光業に係る法制度のあり方に関するWT



はじめに

- 観光は我が国の**経済成長の主要エンジン**であり、日本経済再生のカギとなるもの

※平成30年版観光白書によると、観光は、近年の経済成長に対しGDPに占める割合をはるかに上回る規模の貢献(名目GDP約40兆円増加(2012年から2016年)のうち4.5%程度)を果たしている

- さらなる観光立国実現のため、観光産業の競争環境整備・生産性向上が不可欠であり、**以下の3点を提案**

提案

1. 旅行業法の内外イコールフットイング
2. オンラインを前提とした規制緩和
3. 地域活性化のための横串法の整備

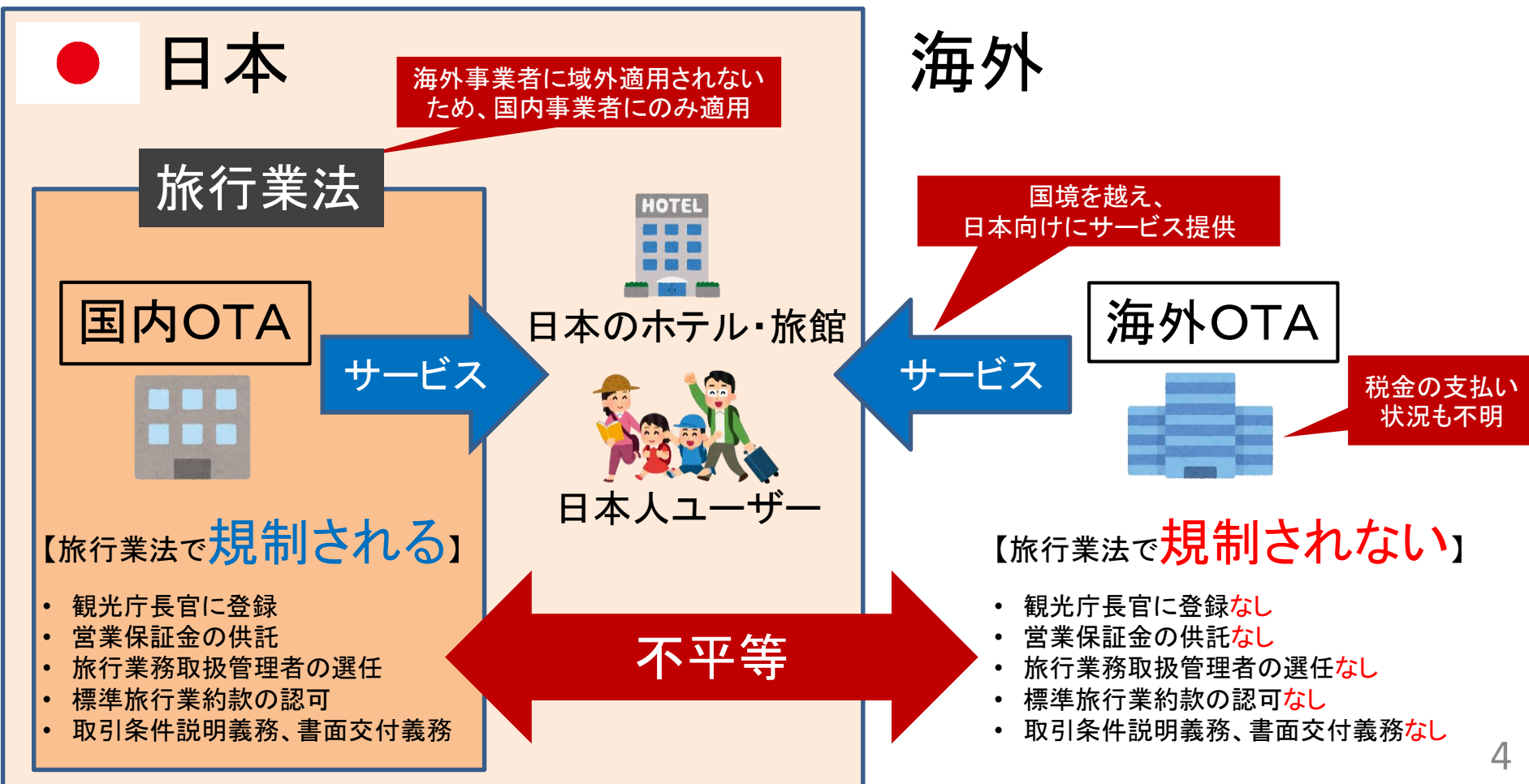
1. 旅行業法の内外イコールフットリング

2. オンラインを前提とした規制緩和

3. 地域活性化のための横串法の整備

内外イコールフットイング

旅行業法は域外適用されないため、海外OTAは規制コストを負担することなく日本向けにサービスを提供している



具体的事例

海外OTAは、旅行業法の規制に縛られることなく、**国内OTAには実現不可能な自由な料金設定**を行っている

 国内OTA（旅行業）サイト

Aホテル
料金：¥ 50,000円
（税込55,000円）

手配旅行として、宿泊施設が設定した料金をそのまま表示

海外OTAサイト

Aホテル
料金：¥ 56,000円
（税・サービス料込）

宿泊施設が設定した料金と異なる料金を設定

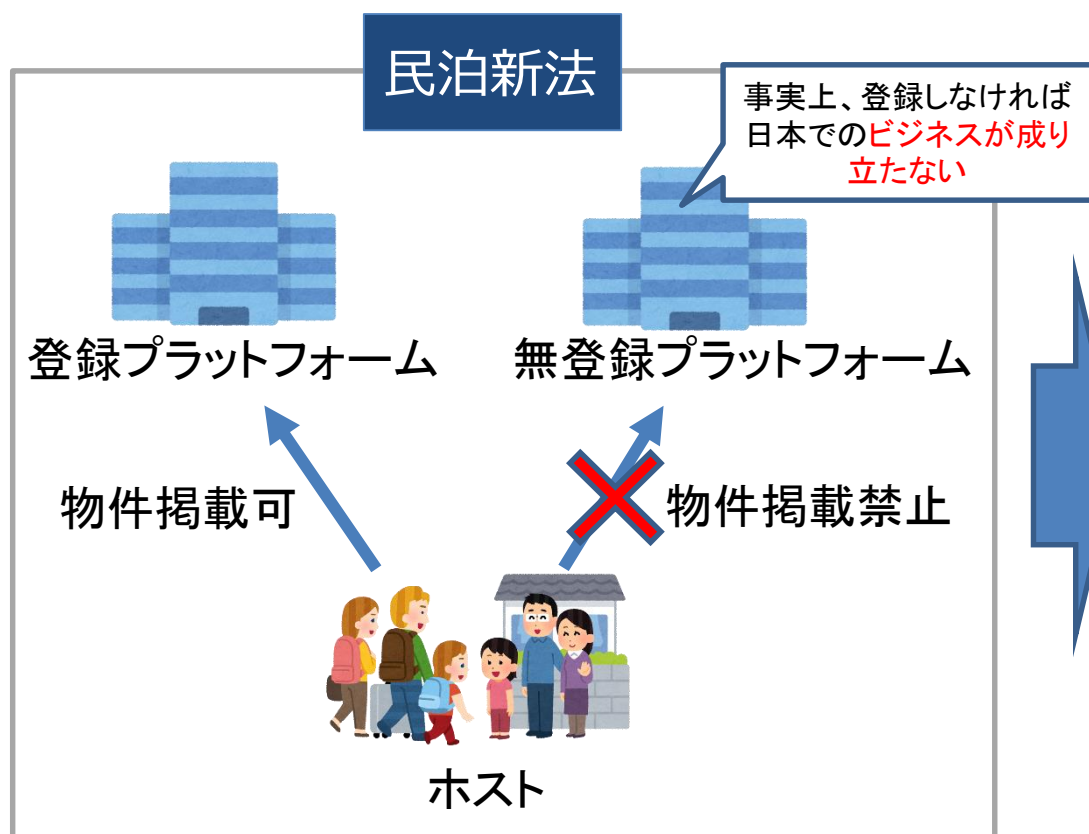
消費税10%、サービス料10%

宿泊施設が意図しない内訳を記載

上記海外OTAのように独自料金を設定する場合、本来**企画旅行**として旅程管理責任等の規制対象となるが、海外OTAは**旅行業登録**しておらず規制コストや責任を負担していない

民泊新法の成功例（執行の担保）

- ✓ 民泊新法では登録PF以外への物件掲載を禁止し、**すべての主要海外PFを観光庁登録**させることを実現
- ✓ 公衆衛生の観点上からも、登録PFのみを経由させることが望ましい



【結果】

主要な海外PFが**すべて観光庁に登録**



Booking.com



HomeAway
By Expedia

tujia
途家

内外イコールフットイングに関する提案

旅行業法を海外OTAに域外適用するとともに、執行を担保するための規定を整備すべき
(内外のイコールフットイング)

【例】

- 無登録OTAへのリスティング禁止
(民泊新法と同様の措置)
- 代理人選任義務
- 送達規定

1. 旅行業法のイコールフットティング

2. オンラインを前提とした規制緩和

3. 地域活性化のための横串法の整備

旅行業の対面書面原則の撤廃

旅行業法の対面書面原則に係る規定を撤廃し、完全デジタルファースト化すべき

- ✓ 旅行業法の規定は、対面書面が原則となっており、デジタルは例外（事前に利用者の承諾が必要）となっている
- ✓ O T Aの利用者は自らネットでアクセスしており、少なくともO T Aの利用者にとってはデジタルの方が利便性が高いことは明らか
- ✓ そもそも、紙の書面の方が確実であるという保証はない

旅行業法において対面・書面原則を定める規定

取引条件の説明 (12条の4)	✓ 書面交付が原則 ✓ 利用者の承諾を得ればデジタル可
契約内容に関する書面 (12条の5)	✓ 書面交付が原則 ✓ 利用者の承諾を得ればデジタル可



オンラインを
前提とすべき！

個人による有償の旅行相談の解禁

個人による有償の旅行相談の実施を解禁し、個人等の知識・経験の活用を促進すべき

- ✓ 現在、旅行相談は旅行業の一つとして旅行業法の規制に服しており、個人が報酬を得て旅行相談業務を行うことはできない
- ✓ 他方、未登録の事業者でも、他の観光に関するサービスを展開する際に合わせて旅行相談を行うことが消費者にとっても有益であることも多い
- ✓ 特に、オンラインによるサービス展開が主流になる中、旅行業法による規制は観光業発展を阻害する恐れがある

旅行業法における旅行相談の規定

定義(2条1項9号)	✓ 旅行相談は「旅行業」に含まれる
登録(3条)	✓ 旅行業者は観光庁長官の登録が必要



規制緩和すべき！

旅行業務取扱管理者に関する制度の見直し

リアル店舗を前提とした旅行業務取扱管理者の制度を見直し、
オンラインによるサービス展開に適合した制度とすべき

- ✓ 現行法では、営業所ごとに1人以上の旅行業務取扱管理者を置かなければならないことになっているが、そもそも営業所を持たないOTAとの整合性が問題となっている
- ✓ オンラインサービスが主流となる中、時代にそぐわない制度は見直し、事業者間のイコールフッティングを実現するべき

旅行業法における旅行業取扱管理者の規定

選任(11条の2)	✓ 営業所ごとに1人以上の選任
試験(11条の3)	✓ 観光庁長官による試験の実施



OTAを前提として
見直すべき！

1. 旅行業法のイコールフットティング
2. オンラインを前提とした規制緩和
3. 地域活性化のための横串法の整備

地域活性化のための横串法の整備

- ✓ コロナ禍でワーケーションやグリーンツーリズム等が新たな観光の起爆剤・地方創生のツールとして注目される
- ✓ 魅力ある地域において、やる気のある首長が遊休不動産や自然環境等の地域資源を積極的に活用できるようにするため、各種法令において地方公共団体にかかけられた規制を横串で緩和する特別措置法を整備すべき

地域活性化のための横串法の整備

＜事例 1＞廃止された小学校等の公的不動産の飲食・宿泊施設としての再生

- ・ 廃校となると、電気や水道などのインフラは停止。再び活用する際にはその復旧や改修のため多額の費用を要する。例えば、廃校になっても避難所扱いにすることで最低限のインフラは維持するような保存ガイドラインを策定することが有効。
- ・ 廃校を飲食・宿泊施設として改修する場合にも、食品衛生法や旅館業法に基づく施設基準に従う必要があるが、再生事業者にとって重い負担。地域活性化につながることを条件として当該基準を緩和することを検討すべき。

＜事例 2＞グランピング等のアウトドアレジャーの促進

- ・ コロナ禍で人気が高まるアウトドアレジャーの様々な形態（グランピング、インスタントハウス、トレーラーハウス、サウナ等）は建築基準法、旅館業法や公衆浴場法の枠組みに当てはまらない場合が多く、法的にグレーな状態。
- ・ 魅力のあるコンテンツは草の根レベルから広まっていくことが多い。そうしたファーストペンギンをコモディティ化（横展開）することで地方創生へ繋げるための環境整備を行うべき。

＜事例 3＞郊外の遊休地等の活用

- ・ 郊外の遊休地や自然区域等といった地域に開発規制を課すことは、地域に埋もれた有効資源の活用を妨げ、地方の活性化の観点からも疑問。これらの地域においては、特に地域活性化を条件として、開発の規制緩和の特例を設けることで、地方創生につなげるべき。
（例）自然公園法30条3項（自然区域）、都市計画法29条（郊外の遊休地） 等

Appendix

参考条文（2. 関連）

■ 参考：旅行業法（抄）

（定義）

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

（中略）

九 旅行に関する相談に応ずる行為

（登録）

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（旅行業務取扱管理者の選任）

第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第六項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

（旅行業務取扱管理者試験）

第十一条の三 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行う。

参考条文（2．関連）

■参考：旅行業法（抄）

（取引条件の説明）

第十二条の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは…旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容…その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 旅行業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第十二条の五 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結したときは…遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容…その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

2 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て…電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

参考：「観光立国復活へ向けた緊急提言」 要旨

(2020年12月3日 当連盟より国土交通大臣及び観光庁長官へ提出)

- ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け観光業は極めて厳しい状況
- ◆ ニューノーマル時代の観光モデルの早急な確立により、国内観光産業の復活、地方創生の加速とともに将来的なインバウンド回復に向けた環境整備を推進することが重要

旅行需要の平準化

- ✓ ワークেশョンの推進
- ✓ 小中学校の休日分散化や遠隔授業の推進
- ✓ GOTOキャンペーンの期間延長及び平日利用の促進

感染フリーな受け入れ体制の整備

- ✓ 対面接客店舗における感染対策設備導入支援・ホテルフロントにおける非対面チェックインの徹底
- ✓ キャッシュレス決済の普及促進
- ✓ 建基法の規制緩和/特例措置の導入
- ✓ 車両移動の増加への対応と渋滞緩和
- ✓ MaaSの利用促進による地方創生
- ✓ 密にならないアクティビティの利用促進（ゴルフ、グランピング等）
- ✓ MICEイベントの更なる振興・活用
- ✓ エンターテインメントやスポーツ施設の興行の支援及び規制緩和

インバウンド回復に向けた環境整備

- ✓ 空港の受け入れ体制整備支援・空港事業者の競争力強化支援
- ✓ 医療機関のサポート強化
- ✓ 観光施設における多言語環境の整備
- ✓ 新たな需要の喚起（eスポーツ、ヘリコプター、食を通じたコンテンツの充実）
- ✓ 国内宿泊事業者の競争力強化支援

GOTOキャンペーン等の需要喚起策と平行し徹底した感染対策を行うことで、世界に先駆けて観光産業を復活させることができる

なお、感染対策への支援手法としては、感染対策にかかる費用の法人税等からの控除*が有効

